

# 住宅等にかかわる各種補助制度のご案内について

## ○木造住宅の無料耐震診断

過去の大規模地震により、旧基準で建てられた住宅については、地震による建物の倒壊など甚大な被害を受けている建物が多く、耐震性が不十分であることが心配されます。このような住宅について、市では無料で専門家を派遣し、耐震診断を行い正確な住宅の耐震性能の情報提供を行っています。

対象：昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅。(空き家は除く)

## ○耐震改修工事費補助事業

木造住宅の耐震性・安全性の向上を目的とすることで倒壊等により被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護します。

対象：市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」の結果「倒壊する可能性があるまたは倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅で、これまでに耐震シェルター設置補助または耐震改修工事補助を受けていない住宅。

## ○耐震シェルター設置費補助事業

「耐震シェルター」とは住宅内に設置する箱型の構造物で、地震等で住宅が倒壊しても、シェルターの中は安全な空間が確保できます。

対象：市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」の結果「倒壊する可能性があるまたは倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅で、これまでに耐震改修工事補助または耐震シェルター設置補助を受けていない住宅。

## ○民間木造住宅除却工事費補助事業

耐震性のない木造住宅を除却することで地震発生時における建築物等の倒壊による二次被害の軽減を図ることができます。

対象：補助金の交付申請を行う前年度までに、市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」を受け、一定基準に満たない木造住宅の全てを除却する場合。

## ○ブロック塀等撤去費補助事業

ブロック塀等は所有者個人の財産であり、所有者の責任における適正な管理が必要になります。地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市内にある道路等に面した一定以上の高さ以上のブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。

対象：道路または公共施設の敷地の地面から高さ1メートル以上のコンクリートブロック、れんが等を用いた組積造の塀等。

## ○空き家解体促進費補助事業

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。市では、空き家の解体や利活用を進めるため、市内の老朽化した住宅(構造等が著しく不良なもの)を解体する方に、解体費の一部を補助します。

## ○狭あい道路の拡幅整備等整備事業

市道路及び水路の寄附採納等に関する要綱に基づいて、道路として寄附する際の分筆費用補助に加え、建築行為等に係る後退用地及び隅切用地を寄附いただく場合に、市が必要な拡幅整備を行うとともに隅切用地の寄附について奨励金を交付するものです。

**※各種補助制度につきまして工事着手前に補助申請を行い、補助金交付決定を受ける必要があります。**

※詳しくは都市計画課(☎441・7112)までご連絡ください。

問合せ先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387